



三菱東京UFJ銀行の ABLに対する取組み

平成23年12月2日(金)

三菱東京UFJ銀行
執行役員 アセットファイナンス部長
後藤 敏彦

1

Agenda

I	ABLへの取組み	03
----------	-----------------	-----------

II	回収事案を通じた課題・対応	08
-----------	----------------------	-----------

III	今後の展望	13
------------	--------------	-----------

IV	Appendix 制度上の留意点	14
-----------	-------------------------	-----------

I ABLへの取組み

1. 推進態勢

アセットファイナンス部

ストラクチャリンググループ

電手・一括

資産流動化

アセット・ベースト・ストラクチャリング

企画管理グループ

フロント

ミドル・バック

うちABL推進
26名

I ABLへの取組み

2. これまでの経緯

H17年10月

動産・債権譲渡特例法施行
⇒動産譲渡登記による対抗要件具備が認められる。

H18年07月

外部評価・登記を行い、在庫量に応じて借入限度額を変動させる在庫活用ファシリティ(=ABL)の取扱い開始。

H20年度下期

事業再生支援への活用が本格化し、残高大幅増加。

H22年度上期

業容拡大の一方で、担保回収事案を通じた課題が顕在化。ポートフォリオ改善のため、採り上げ基準等の態勢引締め。

H22年度下期

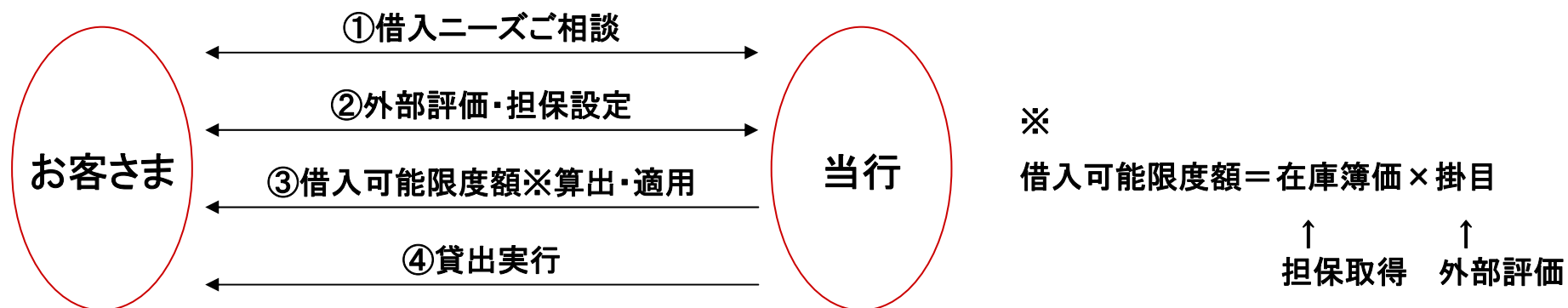
担保有無に拘らず、モニタリングにより保全強化を図る等の個別対応スキーム提供開始。

I ABLへの取組み

3. ABLへの当初取組み

ABL (Asset Based Lending) は、一般的な定義としては、「動産・債権担保融資」と訳され、企業が有する在庫・売掛金等を担保とした融資と解されている。

当行では、当貸極度(通常1年更新)の枠内にて、外部評価に基づき、月次の在庫量に応じて借入限度額を変動させるスキーム提供をH18年7月に開始。

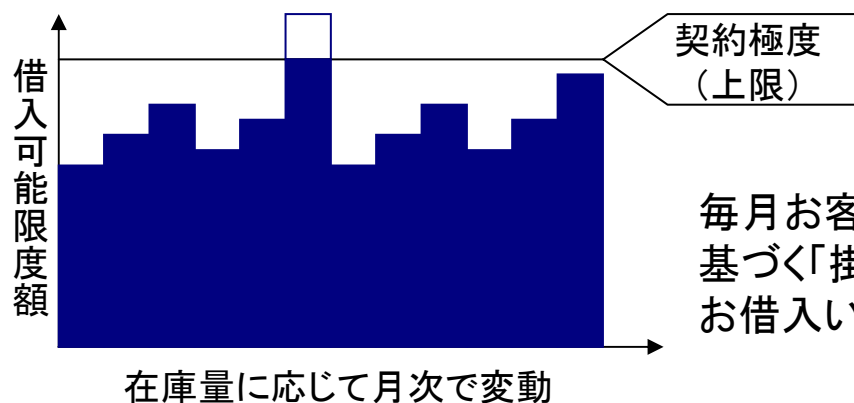


I ABLへの取組み

4. 当行ABLの特色

ABL (Asset Based Lending = 動産・債権担保融資)

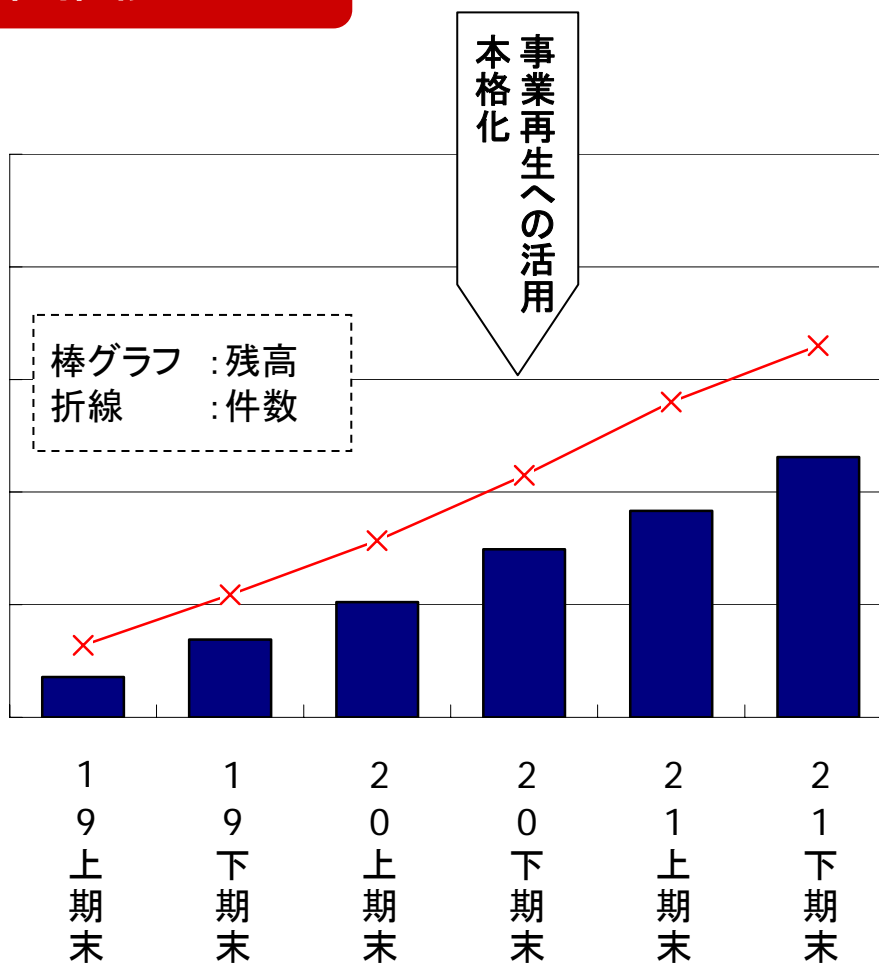
- 1 貸出に先立ち、評価会社による在庫担保の「外部評価」を実施。
- 2 担保設定に際しては、「登記」を実施(ただし与信規定上は規定外担保)。
- 3 外部評価に基づく掛目を在庫簿価に乗じて「借入可能限度額」を算出。



毎月お客さまからお知らせいただく「在庫簿価」に、外部評価に基づく「掛目」を乗じて算出する借入可能限度額の範囲内で、お借入いただく(ただし当貸契約極度が上限)。

I ABLへの取組み

5. 業容推移



II 回収事案を通じた課題・対応

1. 主な回収事案

注： 与信額はABL導入時の増与信額。

	格付 (採上時)	在庫種類	与信額 (億円)	回収額 (億円)	回収率	事業 継続	換価 実施	備考
①	正常先	建設用資材	2.0	2.1	100%	○	—	民事再生により回収
②	正常先	スクラップ	1.5	2.0	100%	○	—	別除権交渉により回収
③	正常先	酒類	1.0	1.1	100%	○	—	民事再生により回収
④	正常先	水産加工	0.2	0.2	100%	○	—	販売代金の物上代位により回収
⑤	正常先	玩具	3.0	2.1	70%	×	○	破産
⑥	正常先	宝飾品(時計等)	4.0	2.0	49%	×	○	破産
⑦	正常先	紳士用品	2.6	0.9	35%	×	○	廃業
⑧	正常先	雑貨	2.0	0.3	17%	×	○	破産
⑨	正常先	スクラップ	6.0	0.4	7%	×	○	破産
⑩	正常先	ブランド品	4.0	0.0	0%	×	×	廃業
⑪	正常先	発電用機器	1.2	0.0	0%	×	○	廃業(事業譲渡)
⑫	正常先	水産加工品	9.5	▲0.0	0%	×	×	虚偽報告
計			37.0	11.1	30%			

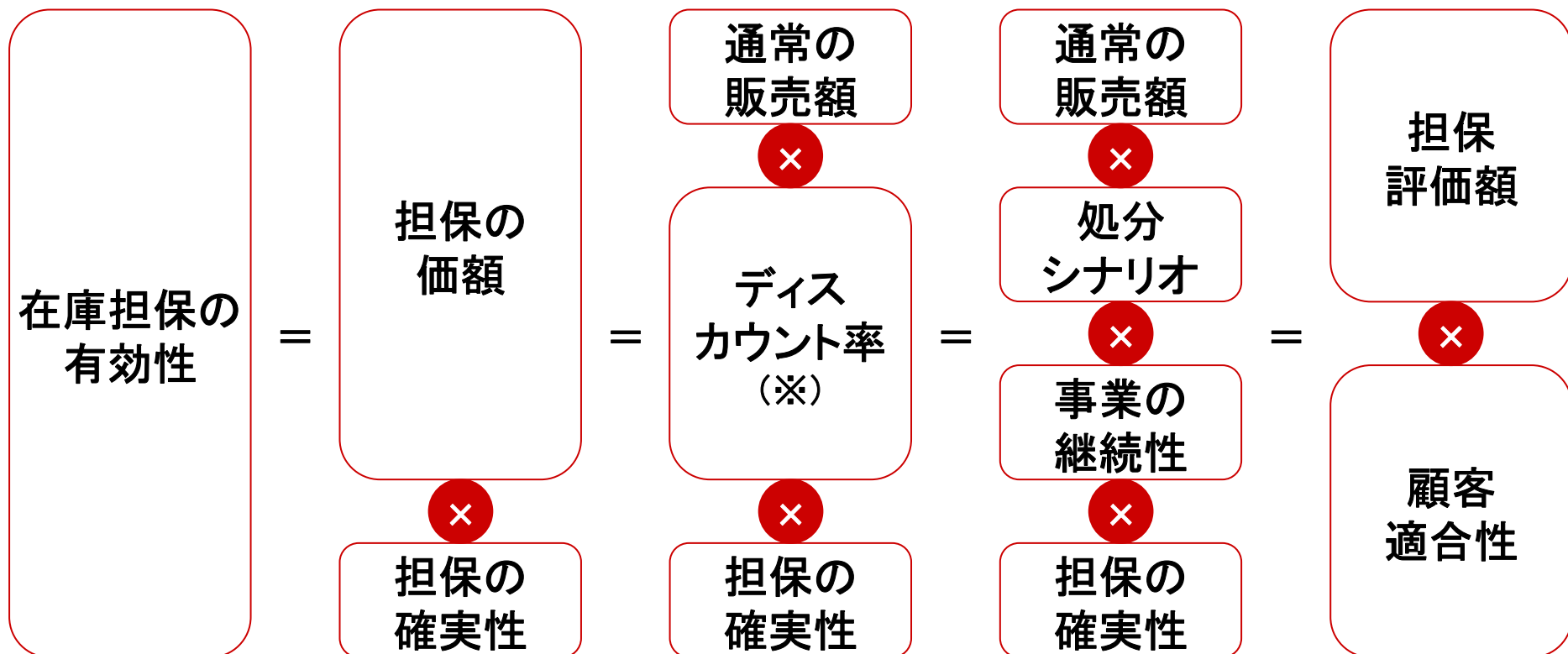
民事再生等事業が継続される中での回収は、与信額(≒担保評価額)相当の回収を実現。

8

II 回収事案を通じた課題・対応

2. 在庫担保の有効性

在庫担保の有効性は
担保評価額と顧客適合性の積



(※) 経営破綻した場合でも事業が継続されれば回収率高。 9

II 回収事案を通じた課題・対応

3. 22上期以降の採り上げ基準

顧客適合性の主な着眼点

- 1 業歴・取引年数
- 2 取引地位(中長期的な取引継続の可否)
- 3 企業規模・営業基盤
- 4 データ開示・実地調査への協力
- 5 商品の特性(取扱いの容易性等)
- 6 保管場所・保管状況
- 7 商取引の制約有無(権利関係等)

事業の
継続性

担保の
確実性

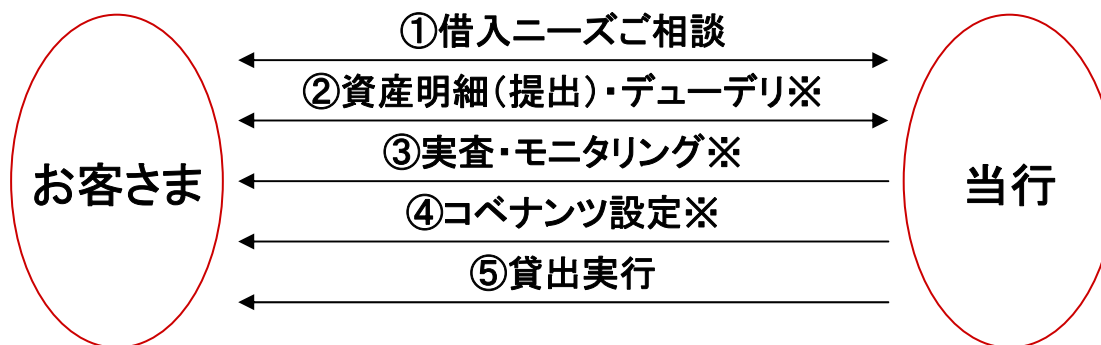
II 回収事案を通じた課題・対応

4. ABFへの取組み

ABLにおける担保回収事案を通じ、「顧客適合性」の重要性を再認識。
一方で、在庫・売掛債権を活用したファイナンスニーズは拡大余地有。

お客様の資金ニーズに円滑かつ十分に応えるため、担保設定に限らずモニタリング・コベンツ等のノウハウを駆使した個別対応スキームをH22下期より開始。

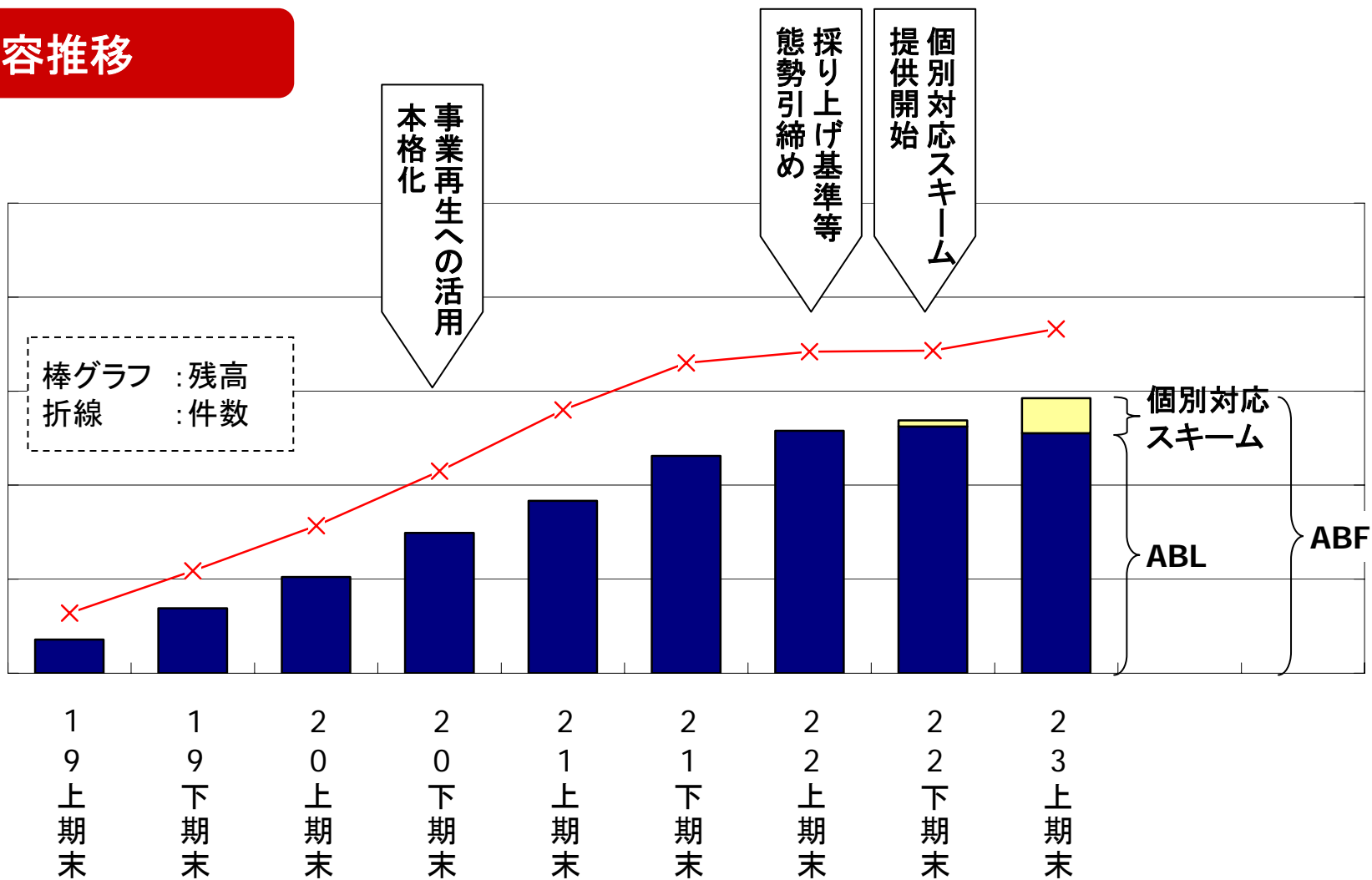
➡ ABLに個別対応スキームを併せABF (Asset Based Finance) と総称。



※
デューデリジェンスは外部機関も活用。
モニタリング対象資産・コベンツ内容は
個別案件毎に検討。

II 回収事案を通じた課題・対応

5. 業容推移



Ⅲ 今後の展望

金融機関への期待

- ◇ 成長力強化に向けた前向きな企業活動をサポート。
- ◇ 不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進。
- ◇ 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組み。

当行方針

- ◇ 商流に着目した実態把握により、お客さまのニーズに即した案件を構築し、信用補完を推進。
- ◇ 日銀新制度等により企業・金融機関の認知度が向上する中、在庫担保の特性に留意しつつ、市場拡大に貢献。

その他期待効果

- ◇ 実地調査・モニタリングを通じた企業情報の透明性向上。
 - ガバナンス・経営情報の高度化
 - 情報開示の進展による調達力強化

IV Appendix 制度上の留意点

【登記による対抗要件具備に関する留意点】

- 1 占有改定 : 債務者が担保物(在庫)を引続き利用しているため、
外観からは担保権の有無が判然としない。
- 2 第三者への譲渡 : 担保物が第三者へ譲渡された場合、その第三者が善意
・無過失であれば、担保権が及ばない可能性が高い。
- 3 担保物の特定 : 保管場所等での特定には限界有。
(移設されてしまえば、担保権が及ばない。)

不動産担保と異なり、登記した後も担保権が明確とは言えず、現状の対抗要件具備は、債権保全実務上必ずしも十分ではない。